

# 吸収合併に関する事後開示書類

(吸収合併に関する事後備置書面)

2026年4月1日

株式会社 **ヨロズ**

令和8年4月1日

## 吸収合併に係る事後開示事項

神奈川県横浜市港北区樽町 3-7-60  
株式会社ヨロズ

株式会社ヨロズは、株式会社庄内ヨロズ、株式会社ヨロズエンジニアリング、株式会社ヨロズ栃木、株式会社ヨロズサステナブルマニュファクチャリングセンター及び株式会社ヨロズ大分(以下、個別に又は総称して「消滅会社」といいます)との間に、2026年2月26日付で締結した合併契約書に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、消滅会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本吸収合併」といいます)を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併が効力を生じた日

令和8年4月1日

#### 2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項に関する手続きの経過

##### (1)吸収合併等をやめることの請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、本吸収合併をやめることの請求について該当事項はありません。

##### (2)反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

##### (3)新株予約権買取請求

消滅会社は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

##### (4)債権者の異議

消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、令和8年2月27日付の官報及び電子公告により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。これらの結果、異議申述期限までに債権者からの異議申述はありませんでした。

### 3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項に関する手続きの経過

#### (1)吸収合併等をやめることの請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第2項本文の規定する簡易吸収合併に該当するため、該当事項はありません。

#### (2)反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第2項本文の規定する簡易吸収合併に該当するため、該当事項はありません。

#### (3)債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第2項及び第3項の規定に基づき、令和8年2月 27 日付の官報及び電子公告により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議申述はありませんでした。

### 4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、消滅会社から資産、負債及びその他の権利義務一切を承継いたしました。

### 5. 会社法第 782 条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

### 6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

本合併について会社法第 921 条の変更の登記は、本合併の効力発生日である令和8年4月1日から2週間以内に申請する予定です。

### 7. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

(会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録された事項)

# 吸収合併契約等に関する事前備置書類

(会社法第 782 条第 1 項に定める書面)

株式会社ヨロズ(以下、「吸収合併存続会社」といいます。)、株式会社ヨ庄内ヨロズ、株式会社ヨロズエンジニアリング、株式会社ヨロズ栃木、株式会社ヨロズサステナブルマニュファクチャリングセンター及び株式会社ヨロズ大分(以下、「吸収合併消滅会社」といいます。)は、それぞれ取締役会の決議を経て、5者間で2026年2月26日付合併契約を締結し、2026年4月1日を効力発生日とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことといたしました。よって、ここに本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

2026年2月27日

株式会社庄内ヨロズ  
株式会社ヨロズエンジニアリング  
株式会社ヨロズ栃木  
株式会社ヨロズサステナブルマニュファクチャリングセンター  
株式会社ヨロズ大分

## 目次

1. 吸収合併契約の内容
2. 合併対価の相当性に関する事項
3. 吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項
4. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等
5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
6. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおり、2026年2月26日付で吸収合併契約を締結いたしました。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分

重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象  
吸収合併存続会社には、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。

6. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分

重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象  
吸収合併消滅会社には、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生日後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸収合併後における吸収合併存続会社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以上

## 合併契約書

株式会社ヨロズ（住所：神奈川県横浜市港北区樽町三丁目7番60号。以下、「甲」という。）、株式会社庄内ヨロズ（住所：山形県鶴岡市宝田三丁目7番30号。以下、「乙」という。）、株式会社ヨロズエンジニアリング（住所：山形県東田川郡三川町大字青山字外川原207番地の1。以下、「丙」という。）、株式会社ヨロズ栃木（住所：栃木県小山市大字横倉新田443番地。以下、「丁」という。）、株式会社ヨロズサステナブルマニュファクチャリングセンター（住所：岐阜県安八郡輪之内町楡俣字一色1465番地1。以下、「戊」という。）及び株式会社ヨロズ大分（住所：大分県中津市大字田尻255番地。以下、「己」という。）は、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

### 第1条（合併の形式）

- 1 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する（以下、「甲乙間合併」という。）。
- 2 甲及び丙は合併して、甲は存続し、丙は解散する（以下、「甲丙間合併」という。）。
- 3 甲及び丁は合併して、甲は存続し、丁は解散する（以下、「甲丁間合併」という。）。
- 4 甲及び戊は合併して、甲は存続し、戊は解散する（以下、「甲戊間合併」という。）。
- 5 甲及び己は合併して、甲は存続し、己は解散する（以下、「甲己間合併」といい、甲乙間合併、甲丙間合併、甲丁間合併及び甲戊間合併と併せて「本合併」という。）。

### 第2条（合併に際する株式の交付等）

- 1 甲は、乙、丙、丁、戊及び己それぞれの全株式を所有しているので、本合併に際して乙、丙、丁、戊及び己の株主に対して当該株式に変わる金銭等（甲の株式、新株予約権を含む。）の交付は行わず、新株の発行を行わない。なお、甲は本合併により資本金及び資本準備金の額を増加しない。
- 2 乙、丙、丁、戊及び己は新株予約権を発行していない。

### 第3条（合併の方法）

- 1 甲は、会社法第796条第2項の規定により、合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併する。
- 2 乙、丙、丁、戊及び己は、会社法第784条第1項の規定により、合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併する。

### 第4条（効力発生日）

本合併が効力を生じる日（以下、「効力発生日」という。）は、令和8年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙丙丁戊己協議の上、これを変

更することができる。

#### 第5条（会社財産の管理等）

甲乙丙丁戊己は、本契約締結後本合併の効力発生日前に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の管理運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙丙丁戊己協議の上、これを実行する。

#### 第6条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲乙丙丁戊又は己の資産若しくは経営状況に重要な変動を生じたときは、甲乙丙丁戊己協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第7条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙丙丁戊己の協議の上、これを決定する。

（以下、余白）

本契約の成立を証するため、本契約書6通を作成し、甲乙丙丁戊己記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年2月26日

- 甲 住 所 横浜市港北区樽町三丁目7番60号  
会社名 株式会社ヨロズ  
代表取締役 平 中 勉 ⑩
- 乙 住 所 山形県鶴岡市宝田三丁目7番30号  
会社名 株式会社庄内ヨロズ  
代表取締役 藤井 憲二 ⑩
- 丙 住 所 山形県東田川郡三川町大字青山字外川原  
207番地の1  
会社名 株式会社ヨロズエンジニアリング  
代表取締役 本間 伸一 ⑩
- 丁 住 所 栃木県小山市大字横倉新田443番地  
会社名 株式会社ヨロズ栃木  
代表取締役 吉松 正春 ⑩
- 戊 住 所 岐阜県安八郡輪之内町楡俣字一色  
1465番地1  
会社名 株式会社ヨロズサステナブル  
マニュファクチャリングセンター  
代表取締役 及川 隆司 ⑩
- 己 住 所 大分県中津市大字田尻255番地  
会社名 株式会社ヨロズ大分  
代表取締役 惣 原 徹 ⑩

## I. 当社グループの現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、引き続き緩やかな持ち直しが見られたものの、長期化する原材料や物流費等の高止まりといった世界的なインフレの進行、為替や株式相場の急激な変動など、先行き不透明な状況が続いております。また、中東情勢、長期化が見込まれる中国経済の低迷、米国政権交代による通商政策への影響など、過去にはあまりない不安定な国際情勢による地政学的リスクや経済の下振れ要因が多く存在しています。

当社グループが関連する自動車産業は底堅い回復基調となったものの、中国市場などで中国メーカーの台頭を受け日系自動車メーカーの販売が苦戦を強いられており、引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況下において当社グループの売上高は、円安に伴う為替換算などの影響はあったものの、日本、米州、アジアの生産台数の減少により、前期比1.7%減の178,414百万円となりました。営業利益は、操業体制の見直しによる合理化を織り込んだものの、第1四半期に発生した米国における一過性の品質費用や、日本、米州、アジアの生産台数の減少などにより、前期比93.3%減の298百万円となりました。経常利益は、前期比6,595百万円減の2,077百万円の損失となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、米州・アジアセグメントにおける固定資産について将来の回収可能性を検討した結果、減損損失及び繰延税金資産の取崩しに伴い合計9,145百万円を特別損失に計上し、前期比9,522百万円減の13,448百万円の損失となりました。

なお、連結決算における海外子会社損益の円換算には、各子会社決算期の平均レートを使用しており、当連結会計年度の米ドルレート（1～12月）は、151.68円/ドル（前連結会計年度は140.66円/ドル）であります。

売上高

**178,414**百万円  
(前期比1.7%減)

営業利益

**298**百万円  
(前期比93.3%減)

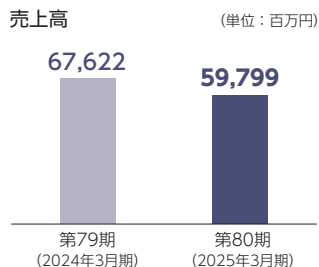
経常損失

**△2,077**百万円

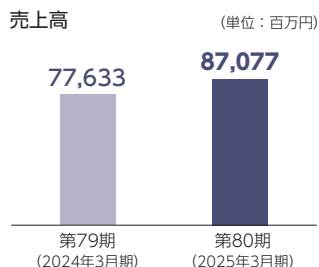
親会社株主に  
帰属する  
当期純損失

**△13,448**百万円

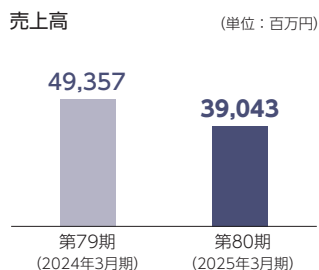
セグメントの状況は、以下のとおりであります。



売上高は、生産台数の減少などにより、前期比11.6%減の59,799百万円となりました。営業利益は、経費削減などを織込んだものの、金型売上減少、ヨロズサステナブルマニファクチャリングセンター(YSMC) 本社工場の操業開始による初期費用もあり、前期比62.1%減の2,341百万円になりました。



売上高は、生産台数の減少影響はあったものの、新車効果や円安に伴う為替換算の影響などにより、前期比12.2%増の87,077百万円となりました。営業損益は、新車効果はあったものの、米国における一過性の品質費用の発生などにより、前期比1,280百万円減となり、2,610百万円の損失となりました。



売上高は、円安に伴う為替換算の影響などがあったものの、中国の生産台数減少などにより、前期比20.9%減の39,043百万円となりました。営業利益は、合理化効果等の影響があったものの、生産台数の減少等により、前期比96.2%減の59百万円になりました。

## 2. 対処すべき課題

当期における世界経済は全体としては回復基調で安定推移したものの、勢いに欠ける結果となりました。

足元の経済環境は、自国第一主義を掲げる米国政権の関税強化とドル安誘導政策の影響を受け混迷しています。二転三転する関税措置の迷走で、多くの国で物価の上昇や景気後退の脅威にさらされるリスクの高まりから、世界経済が一気に後退する可能性を秘め、過去に類を見ないほどの不確実性の高まりを見せています。更に現在の状況は、長年培った自由貿易の規律を崩し世界貿易構造の瓦解さえ生みかねない最大のリスクを抱える問題に発展しつつあります。

当社グループが属する自動車業界においては、需要の回復基調が継続すると見込まれるものの、地域による市場の変容や構造変化に加え、上述のとおり米国の関税・為替政策の転換とそれに起因する米中の貿易対立が世界全体の自動車需要に影響を与えかねない状況が続くと思われまます。また深刻化する気候変動に対しては、自動車メーカー各社ともカーボンニュートラルの実現を目指し電動車の市場投入を進めています。当期においては市場特性や各国の環境政策の変化を受け、電気自動車（BEV）の成長に減速感がでたものの、中長期では伸長することに疑いはないと考えています。更に、車づくりにおいては、市場の選択肢を残すための様々なパワートレインの開発や自動運転技術、ソフトウェア等の付加価値競争が激化し、自動車メーカー間の提携や他業種協業の動きも活発化しています。

このような環境の下、当社グループは、電動化時代を支える存在となり、全てのステークホルダーから「選ばれる会社」を目指し、新中期経営計画『Yorozu Sustainability Plan 2026 (YSP2026)』（計画年度:2024～2026年度）を2024年5月に公表いたしました。ESG経営のE(環境)経営を武器とし、成長と収益力の取組みと融合することで、事業基盤を強化し、一方ではESG経営のS(社会・人)、G(ガバナンス)を柱に、財務戦略も加えた全体最適化により、経営基盤を強化することで企業価値の向上を目指すものであります。

初年度である当期は、この方針に沿って取組みを進めたものの、取り巻く自動車業界の構造変化が想定以上に加速し当社の経営を圧迫するとともに、世界の市場での中国メーカーの台頭などビジネス上の新たな脅威を生みました。また新車立上げ時の混乱や品質問題、サイバー攻撃による改善活動の停滞等、自社の弱点を顧みる機会にもなりました。

これらの外部環境の大きな変化と自社の課題に対応するため、2年目となる2025年度は、YSP2026の基本方針について、対処すべき方向性をより明確化するためにYSP2026を追補するとともに、足元の環境の変化にも負けない企業体質を作るべく各種取組みを行ってまいります。

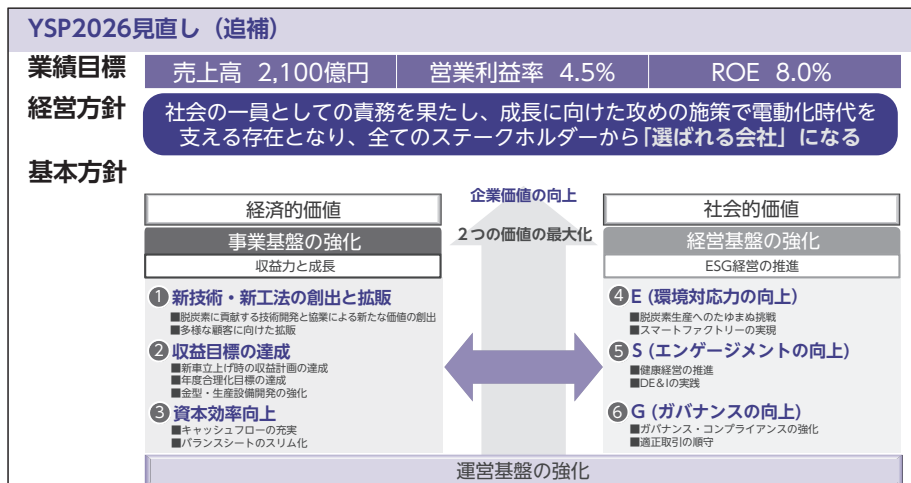
## ■YSP2026の追補

### 追補を要するYSP2026策定時からの変化

追補を要するYSP2026策定時からの変化	
<b>&lt;事業環境&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国関税政策で成長に陰り</li> <li>・市場分断（米/中）</li> <li>・主要顧客の構造改革</li> </ul>	<b>&lt;当社&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益悪化</li> <li>・市場構造変化への対応</li> <li>・管理面の弱点顕在化</li> <li>・ESG経営には一定の成果</li> </ul>

### 基本方針の見直し（追補）

YSP2026策定時に掲げた最終年度の業績目標を達成すべく、経営方針は不変のまま追補を要する変化を踏まえ、対処すべき方向性をより明確化するために、6つの主要方針について見直しをいたしました。

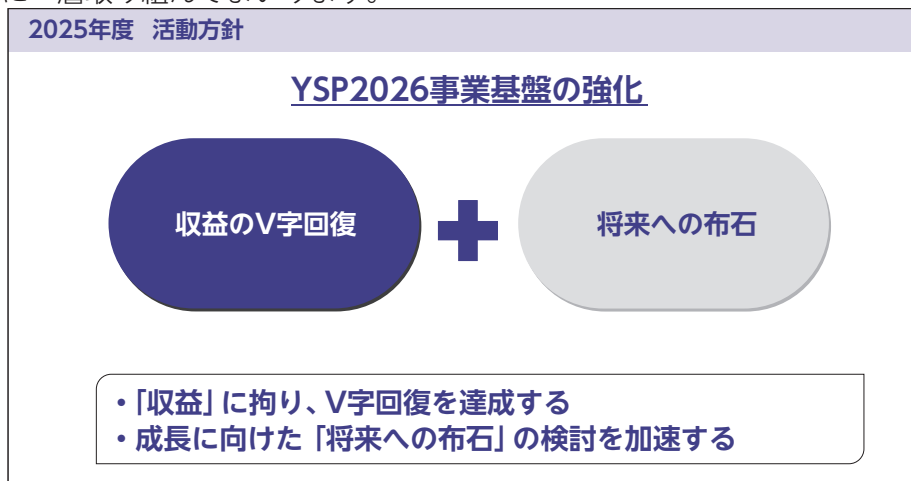


## 見直し内容

YSP2026見直し内容			
2025年度見直し(下線部見直し)		追補内容	YSP2026策定時
事業基盤の強化	<b>①新技術・新工法の創出と拡販</b> ■脱炭素に貢献する技術開発と協業による新たな価値の創出 ■多様な顧客に向けた拡販 <b>②収益目標の達成</b> ■新車立上げ時の収益計画の達成 ■年度合理化目標の達成 ■多量型・生産設備間稼働の強化 <b>③資本効率向上</b> ■キャッシュフローの充実 ■バランスシートのスリム化	財務戦略を組入れ “収益力と成長”の 強化を明確化	<b>①新技術・新工法の創出と拡販</b> ■脱炭素に貢献する技術開発と協業による新たな価値の創出 ■多様な顧客に向けた拡販 <b>②収益体質の強化</b> ■新車用製品立上げ時の収益最大化 ■顧客の地域別生産動向を見据えた拠点改革の検討 <b>③E(環境)対応を武器にしたものづくり</b> ■脱炭素生産へのたゆまぬ挑戦 ■スマートファクトリーの実現 <b>④S(社会・人：エンゲージメントの向上)</b> ■健康経営の推進 ■DE&Iの実践 <b>⑤G(ガバナンスの向上)</b> ■ガバナンス・コンプライアンスの強化 ■適正取引の順守 <b>⑥財務戦略</b> ■株主還元 ■政策保有株
	収益力と成長 E S G 経営の推進		
経営基盤の強化	<b>④E(環境)対応力の向上</b> ■脱炭素生産へのたゆまぬ挑戦 ■スマートファクトリーの実現 <b>⑤S(エンゲージメントの向上)</b> ■健康経営の推進 ■DE&Iの実践 <b>⑥G(ガバナンスの向上)</b> ■ガバナンス・コンプライアンスの強化 ■適正取引の順守	事業を行う 資格要件としての “ESG経営深化” の目標を明確化	
運営基盤の強化		事業基盤、経営基盤を支える土台を設定	

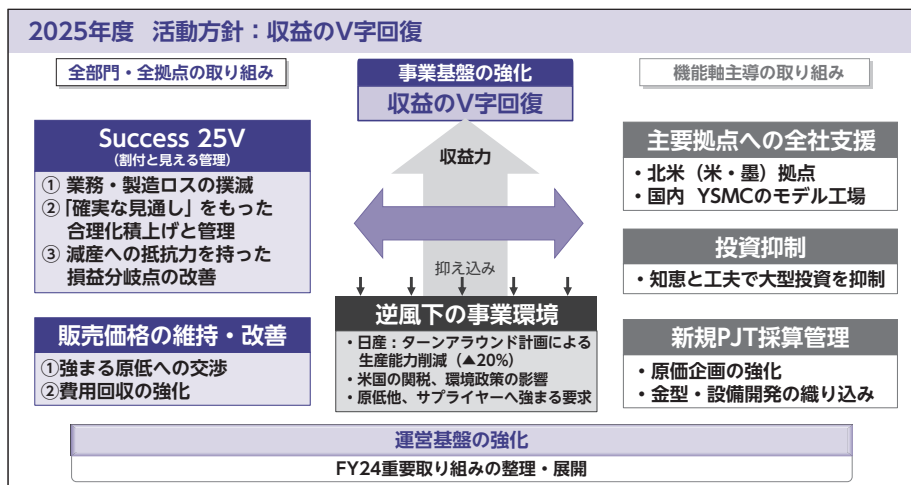
## ■2025年度の活動方針

2025年度の活動方針の2本柱は、「収益のV字回復」によるYSP2026の最終年度の目標必達に向けた活動を最優先としつつ、その先の成長に向けた「将来への布石」の検討も加速すべく事業基盤の強化に一層取り組んでまいります。



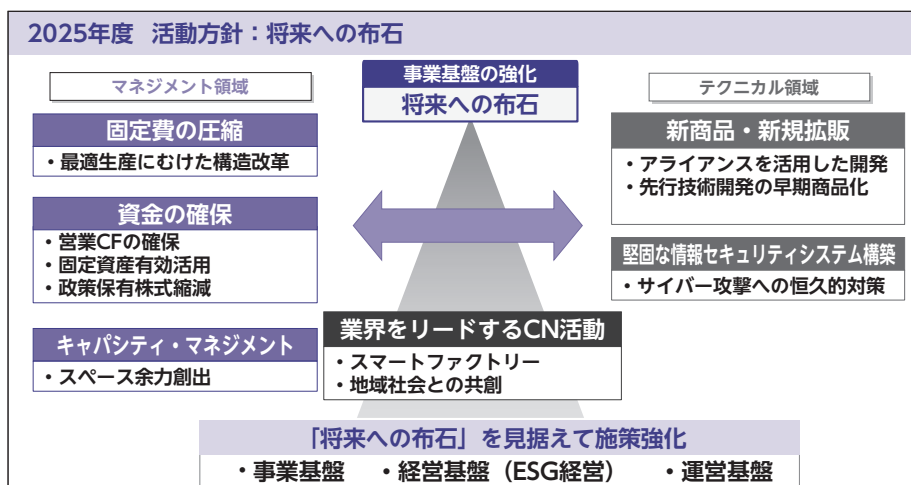
## 収益のV字回復（1つ目の活動方針）

逆風の事業環境の下、「収益のV字回復」に向け全社一丸となった“Success 25V”と銘打った合理化活動を推進し、生産台数減に対しても、抵抗力を持った損益分岐点の改善を目指してまいります。



## 将来への布石（2つ目の活動方針）

今後の収益の安定性、事業の成長を見据えたマネジメントとテクニカルの2つの領域に加え、企業価値の向上に向けた体制強化を見据え「将来への布石」に向けた取組みを実施してまいります。



### 3. 設備投資等の状況

2024年度設備投資計画は、ヨロズグループ総額15,179百万円で計画しましたが、主要顧客の新車投入時期の見直しによる新車投資の再精査、不要不急の一般投資を先送りした結果、当連結会計年度における設備投資の総額は、計画比約35%減となる9,793百万円に抑えました。引き続きYSP2026期間中において性能・価格面だけでなく車両のライフサイクルを通してカーボンニュートラルに寄与する製品開発と、YSMCを含む当社グループの競争力あるものづくりに向けた設備開発を推進してまいります。

### 4. 資金調達の状況

当連結会計年度において当社グループは、以下のとおり18,625百万円を銀行借入等により調達いたしました。

会社名	金額	主な資金用途
当社	16,010百万円	設備投資及び借入金返済
ヨロズオートモーティブテネシー社	893百万円	設備投資及び借入金返済
ヨロズオートモーティブグアナファト デメヒコ社	787百万円	設備投資及び借入金返済
ヨロズオートモーティブアラバマ社	758百万円	設備投資及び借入金返済
ヨロズオートモーティブアドブラジル社	175百万円	運転資金及び借入金返済

### 5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

### 6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### 7. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

### 8. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## 9. 財産及び損益の状況

項目	期別	第77期	第78期	第79期	第80期
		自2021年4月1日 至2022年3月31日	自2022年4月1日 至2023年3月31日	自2023年4月1日 至2024年3月31日	自2024年4月1日 至2025年3月31日
売上高		127,316百万円	160,560百万円	181,468百万円	178,414百万円
親会社株主に帰属する当期純利益(△純損失)		876百万円	1,422百万円	△3,926百万円	△13,448百万円
1株当たり当期純利益(△純損失)		36.55円	59.00円	△162.07円	△551.45円
総資産		133,992百万円	141,511百万円	142,257百万円	136,601百万円
純資産		70,378百万円	77,439百万円	75,493百万円	61,204百万円
1株当たり純資産		2,374.88円	2,635.58円	2,723.52円	2,140.41円

## 10. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業の内容
株 式 会 社 ヨ ロ ズ 栃 木	100百 万 円	100.00%	自動車部品製造
株 式 会 社 ヨ ロ ズ 大 分	100百 万 円	100.00%	自動車部品製造
株式会社ヨロズサステナブルマニュファクチャリングセンター	100百 万 円	100.00%	自動車部品製造
株 式 会 社 庄 内 ヨ ロ ズ	100百 万 円	100.00%	自動車部品製造
株式会社ヨロズエンジニアリング	100百 万 円	100.00%	生産設備製造
株 式 会 社 ヨ ロ ズ サ ー ビ ス	10百 万 円	100.00%	保険代理業・人材派遣・業務請負他
ヨ ロ ズ ア メ リ カ 社	217百万米ドル	100.00%	米国持株会社
ヨロズオートモーティブテネシー社	95百万米ドル	85.01% (85.01%)	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブアラバマ社	132百万米ドル	94.73% (94.73%)	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブノースアメリカ社	20百万米ドル	100.00% (100.00%)	自動車部品製造 (休止中)
ヨ ロ ズ メ ヒ カ ー ナ 社	1,047百万墨ペソ	92.35%	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブグアナファト デメヒコ社	2,565百万墨ペソ	97.62% (17.07%)	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブアド ブラジル社	354百万リアル	100.00%	自動車部品製造
ヨ ロ ズ タ イ ラ ン ド 社	1,800百万泰バーツ	90.00%	自動車部品製造
ワイ・オグラオートモーティブタイランド社	1,383百万泰バーツ	88.98% (7.23%)	自動車部品製造
ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社	65百万泰バーツ	100.00% (100.00%)	生産設備製造
广州 萬宝井 汽車 部 件 有 限 公 司	189百万人民币	51.00%	自動車部品製造
武 漢 萬 宝 井 汽 車 部 件 有 限 公 司	276百万人民币	51.00%	自動車部品製造
ヨロズJBMオートモーティブ タミルナドゥ社	4,000百万ルピー	97.50%	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブインドネシア社	770,000百万ルピア	100.00%	自動車部品製造

(注) 議決権比率欄の ( ) 内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

## 11. 主要な事業の内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社20社で構成され、自動車用の機構部品、車体部品及び機関部品並びに金型・設備の製造、販売を主な事業内容とし、更に各事業に関連する物流、研究及びサービス等の事業活動を展開しております。

## 12. 主要な事業所及び工場 (2025年3月31日現在)

会 社 名	所 在 地	備 考
当 社	神奈川県横浜市	各社の本店所在地を所在地として記載しております。
株 式 会 社 ヨ ロ ズ 栃 木	栃木県小山市	
株 式 会 社 ヨ ロ ズ 大 分	大分県中津市	
株式会社ヨロズサステナブルマニュファクチャリングセンター	岐阜県安八郡輪之内町	
株 式 会 社 庄 内 ヨ ロ ズ	山形県鶴岡市	
株式会社ヨロズエンジニアリング	山形県東田川郡三川町	
株 式 会 社 ヨ ロ ズ サ ー ビ ス	神奈川県横浜市	
ヨ ロ ズ ア メ リ カ 社	米国テネシー州	
ヨロズオートモーティブテネシー社	米国テネシー州	
ヨロズオートモーティブアラバマ社	米国アラバマ州	
ヨロズオートモーティブノースアメリカ社	米国ミシガン州	
ヨ ロ ズ メ ヒ カ ー ナ 社	メキシコ国アグアスカリエンテス州	
ヨロズオートモーティブグアナファト デ メヒコ社	メキシコ国グアナファト州	
ヨロズオートモーティブド ブラジル社	ブラジル国リオデジャネイロ州	
ヨ ロ ズ タ イ ラ ン ド 社	タイ国ラヨン県	
ワイ・オグラオートモーティブタイランド社	タイ国ラヨン県	
ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社	タイ国ラヨン県	
广州萬宝井汽車部件有限公司	中国広東省广州市花都区	
武漢萬宝井汽車部件有限公司	中国湖北省武漢市經濟技術開發区	
ヨロズJBMオートモーティブ タミルナドゥ社	インド国タミルナドゥ州	
ヨロズオートモーティブインドネシア社	インドネシア国西ジャワ州	

### 13. 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
5,848	148 (増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 臨時従業員558名は上記人員に含んでおりません。

### 14. 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

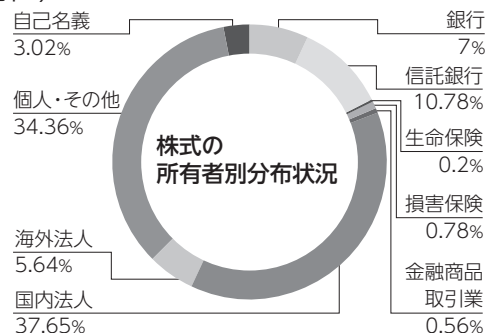
借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	10,244
株式会社横浜銀行	9,970
株式会社三菱UFJ銀行	9,745
株式会社三井住友銀行	6,777

### 15. その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## Ⅱ. 当社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 64,000,000株
2. 発行済株式の総数 25,055,636株  
(自己株式756,859株を含む)
3. 株主総数 40,377名  
(前期末比1,086名増)



### 4. 大株主

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社南青山不動産	1,976	8.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,762	7.25
株式会社エスグラントコーポレーション	1,190	4.90
株式会社志藤ホールディングス	883	3.64
JFEスチール株式会社	843	3.47
株式会社みずほ銀行	842	3.47
株式会社横浜銀行	842	3.47
スズキ株式会社	800	3.29
三菱UFJ信託銀行株式会社	682	2.81
日産トレーディング株式会社	533	2.19

- (注) 1. 当社は、自己株式756千株を保有しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

### (1) 譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2020年6月26日開催の第75回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、当社は2024年7月22日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月7日付で取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）4名、執行役員及び理事28名、従業員8名、当社子会社の従業員2名に対して自己株式103,100株の処分を完了いたしました。

### ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）	38,600株	4名

## 6. その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、2025年2月17日から2025年4月30日までの間、市場取引により250,000株の当社普通株式を総額255,387千円で取得いたしました。

### Ⅲ. 当社役員に関する事項

#### 1. 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

当社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
◎取締役会長	志 藤 昭 彦	【会長執行役員、最高経営責任者】 萬運輸(株)社外取締役、オグラ金属(株)社外取締役、東ホー(株)社外取締役、(株)ユニバンス社外取締役、マークライズ(株)社外取締役
取 締 役	志 藤 健	【副会長執行役員、長期戦略担当、渉外担当、協力会担当】
◎取締役社長	平 中 勉	【社長執行役員、最高執行責任者、経営戦略・ESG推進機能グループ統括】
取 締 役	平 野 紀 夫	【専務執行役員、社長補佐・最高財務責任者、経理機能グループ統括】 (株)ヨロズ栃木取締役、(株)ヨロズ大分取締役、(株)ヨロズサステナブルマニュファクチャリングセンター取締役、(株)庄内ヨロズ取締役、(株)ヨロズエンジニアリング取締役、(株)ヨロズサービス取締役
※取 締 役	大 下 政 司	(一社) 日本自動車部品工業会副会長・専務理事、(一財) 日本自動車研究所理事、(一財) 機械振興協会理事、日本自動車部品工業企業年金基金理事長、日本自動車部品工業健康保険組合理事長
※取 締 役	森 谷 弘 史	(株)シンニッタン社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	三 浦 聡	(株)ヨロズ栃木監査役、(株)ヨロズ大分監査役、(株)ヨロズサステナブルマニュファクチャリングセンター監査役、(株)庄内ヨロズ監査役、(株)ヨロズエンジニアリング監査役、(株)ヨロズサービス監査役、广州萬宝井汽車部件有限公司監事、武漢萬宝井汽車部件有限公司監事、オグラ金属(株)社外監査役
※取 締 役 (監 査 等 委 員)	辻 千 晶	弁護士 森六ホールディングス(株) (現 森六(株))社外取締役 (監査等委員)
※取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 川 千 恵 子	公認会計士 (株)セブン銀行社外監査役 戸田市代表監査委員

- (注) 1. ◎印は代表取締役であります。  
 2. ※印は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 3. 社外取締役大下政司氏及び森谷弘史氏、監査等委員である社外取締役辻千晶氏及び小川千恵子氏は、東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。また、小川千恵子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### 4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社の非業務執行取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、2015年6月10日開催の第70回定時株主総会の決議により、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けました。

本規定に基づき、当社は、社外取締役大下政司氏、森谷弘史氏及び監査等委員である取締役全員と当契約を締結しております。当契約に基づく賠償の限度額は、法定で定める最低責任限度額です。

#### 5. 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるために、質の高い社内情報の収集、及び会計監査人・内部統制所管部門等との密接な連携を可能とすべく、常勤の監査等委員を選定しております。

## 2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、執行役員、理事及び子会社の取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。また、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、認識していたと判断できる合理的な理由がある場合など、補填されない一定の免責事由があります。なお、2026年3月に同内容での更新を予定しております。

## 3. 取締役の報酬等の額

(1)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

### ①基本方針の決定方法

当社は、客観性・透明性が保たれるよう任意の報酬委員会（以下、「報酬委員会」といいます。）で、本方針が、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するかどうかという観点等から、本方針の答申・審議を行い、その後取締役会の決議により決定いたします。

### ②基本方針の内容の概要

取締役の報酬の基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを方針としています。また、業務執行、経営監督機能に応じてそれぞれが適切な役割を担い能力を発揮できるよう「役員報酬及び役員賞与支給規程」を定めております。

当該規程に基づき、報酬委員会において、株主総会で承認を受けた取締役報酬総額の範囲で評価を行い、協議したうえで、取締役会で個別の報酬額を決定します。

(ア) 取締役の個人別の報酬等（下記（イ）以外）の額又はその算定方法の決定方針

取締役の固定報酬は、基本報酬と短期インセンティブである賞与、中長期インセンティブである株式報酬から構成されています。

固定報酬は、職位、職責、期初に割り振られた業務目標、当社の業績、従業員給与の水準、在任年数を考慮しながら、「役員報酬及び役員賞与支給規程」と「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき総合的に勘案して評価しています。

監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

(イ) 業績連動報酬等に係る業績指標の内容、業績連動報酬等の額の算定方法の決定方針

取締役の業績連動報酬は、金銭報酬である事業年度業績を反映した業績連動賞与と株式報酬である中期経営計画業績を反映した非金銭報酬から構成されています。

業績連動部分は、事業年度の業績向上に対する意識を高めるため連結営業利益の目標値に対する達成度と中期経営計画の連結営業利益の目標値に対する達成度に応じて算出された額を毎年、一定の時期に「役員報酬及び役員賞与支給規程」と「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき支給します。目標となる業績指標とその値は、事業年度計画と中期経営計画と整合するように設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえ、見直しを行っております。

(ウ) 非金銭報酬等の内容、その数の算定方法の決定方針

中長期インセンティブである株式報酬は（ア）の基本報酬に応じた非業績連動部分と中期経営計画業績を反映した（イ）の業績連動部分から構成されており、「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき評価しています。業績連動部分は、中期経営計画の連結営業利益の目標値に対する各年度の達成度に応じて支払うものとし、毎年一定の時期に「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき支給します。目標となる業績指標とその値は、事業年度計画と中期経営計画と整合するように設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえ、見直しを行っております。

(エ) 取締役の個人別の報酬等の種類別の割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬委員会において定期的に検討を行ったうえで必要に応じて取締役会に答申します。

(オ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、規程及び個人の定性的評価を含む個人業績評価に基づき、代表取締役会長が案を作成し、報酬委員会に説明、提案し、報酬委員会で審議の後、取締役会に答申しております。取締役会は報酬委員会の答申を最大限に尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

なお、当社の報酬委員会は、取締役会で選任された7名の取締役が委員であり、過半数が東京証券取引所の基準を満足する独立役員である社外取締役かつ委員長はそこから指名された社外取締役で構成しております。

③当該事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の額については、上記②基本方針の内容の概要における各決定方針に則り算定し、その内容を報酬委員会にて取締役ごとに審議・評価を行いました。報酬委員会への諮問を経て提言された当該連結会計年度に係る報酬額は、役職別の支給基準に基づき評価・決定されていることを確認できたため、2024年4月25日及び2024年7月22日開催の取締役会で、承認いたしました。

#### A 指標の内容

業績目標達成度の業績連動指標は、営業利益率（連結ベース、以下同様）を採用しています。業績連動部分は、毎年の業務計画達成度に応じて0%から100%の範囲内としており、業績指標の目標達成度合に応じて決定します。なお、減損などの特殊要因、他の経営指標（フリー・キャッシュ・フロー等）や重要な不祥事や事故などの特段の勘案すべき要素があった場合には、報酬委員会に諮問します。

業績目標達成度係数＝営業利益率の目標値と実績値を比較し、実績値が目標値と同水準以上の場合に100%と設定しています。なお、2024年3月期の営業利益率は、2.5%でした。

#### B 指標を選択した理由

営業利益率を業績連動指標係数として選択した理由は、当社グループ一体となり本業から創出した利益を適正に反映する評価指標として営業利益率が該当するためです。

#### C 業績連動報酬の額の決定方法

取締役の報酬の額の決定方法は、「(エ) 取締役の個人別の報酬等の種類別の割合の決定に関する方針」に記載のプロセスを経て決定しています。

#### (2) 取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2015年6月10日開催の第70回定時株主総会において年額6億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第75回定時株主総会において、株式報酬の額を年額1億2,000万円以内（社外取締役及び監査等委員である取締役は除く）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の員数は4名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月10日開催の第70回定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

### (3) 取締役の報酬等の総額等

区 分	支給 人数	報酬等 の総額	報酬等の種類別の総額				
			固定報酬		業績連動報酬		
			金銭		非金銭報酬	金銭賞与	非金銭報酬
			基本報酬	賞与			
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 (2名)	295百万円 (14百万円)	137百万円 (14百万円)	82百万円 (-)	43百万円 (-)	33百万円 (-)	- (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	34百万円 (13百万円)	34百万円 (13百万円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合 計	9名 (4名)	330百万円 (28百万円)	172百万円 (28百万円)	82百万円 (-)	43百万円 (-)	33百万円 (-)	- (-)

- (注) 1.業績連動報酬は、金銭報酬と譲渡制限付株式報酬としています。  
 2.非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬としています。  
 3.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## 4. その他当社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先と当社との関係

#### ① 社外取締役 大下政司氏

- 一般社団法人日本自動車部品工業会の副会長・専務理事を務めており、当社と同会との間には会費支払いの取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同会の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満です。
- 一般財団法人日本自動車研究所の理事を務めており、当社と同団体との間には認証事業での取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同団体の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満です。
- 一般財団法人機械振興協会の理事、日本自動車部品工業企業年金基金の理事長、日本自動車部品工業健康保険組合の理事長を務めておりますが、特別な利害関係はありません。

#### ② 社外取締役 森谷弘史氏

- 株式会社シンニツタンの社外取締役を務めておりますが、特別な利害関係はありません。

#### ③ 社外取締役（監査等委員） 辻千晶氏

- 森六株式会社の社外取締役（監査等委員）を務めておりますが、特別な利害関係はありません。

#### ④ 社外取締役（監査等委員） 小川千恵子氏

- 戸田市代表監査委員及び株式会社セブン銀行の社外監査役を務めておりますが、特別な利害関係はありません。

(2) 特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	主な活動及び期待される役割に 関して行った職務の概要
社外取締役	大下 政司	17回/ 18回	—	経済産業省での職務を通じて培われた幅広い見識から取締役の職務執行や企業法務に関する重要な事項に関して、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
社外取締役	森谷 弘史	18回/ 18回	—	グローバルな自動車部品製造企業の経営者として、経営に対するアドバイス及び重要事項に関する意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
社外取締役 (監査等委員)	辻 千 晶	18回/ 18回	13回/ 13回	弁護士として専門的な見地から取締役の職務執行や企業法務に関する重要な事項に関して、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
社外取締役 (監査等委員)	小川 千恵子	18回/ 18回	13回/ 13回	公認会計士として専門的な見地から取締役の職務執行や財務会計に関する重要な事項に関して、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

## IV. 当社の体制及び方針

### 1. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主還元施策として「1株当たり配当31円を下限とし、配当性向35%以上を目指します」を掲げております。

この方針のもと、厳しい経営環境が続いておりますが、株主さまのご支援に報いるべく、当期の期末配当については、2025年5月15日に公表いたしました1株当たり16円とし、年間配当は、1株当たり31円（うち中間配当を1株当たり15円）とさせていただきます。

（参考）本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>81,159</b>	<b>流動負債</b>	<b>51,292</b>
現金及び預金	27,929	支払手形及び買掛金	15,033
受取手形及び売掛金	27,383	電子記録債務	1,949
電子記録債権	2,364	短期借入金	11,842
有償支給未収入金	588	一年内返済予定の長期借入金	9,504
製品	3,430	未払金	1,842
原材料及び貯蔵品	1,290	未払法人税等	278
部分品	4,458	未払費用	3,690
仕掛品	8,000	契約負債	1,242
未収入金	2,176	リース債務	242
その他	4,292	賞与引当金	1,346
貸倒引当金	△753	役員賞与引当金	82
<b>固定資産</b>	<b>55,441</b>	その他	4,237
<b>有形固定資産</b>	<b>45,638</b>	<b>固定負債</b>	<b>24,105</b>
建物及び構築物	17,111	長期借入金	17,390
機械装置及び運搬具	18,408	退職給付に係る負債	1,102
工具、器具及び備品	1,354	リース債務	3,783
土地	4,612	その他	1,828
建設仮勘定	4,106	<b>負債合計</b>	<b>75,397</b>
その他	45	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>141</b>	<b>株主資本</b>	<b>44,036</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,661</b>	資本金	6,200
投資有価証券	7,372	資本剰余金	9,136
繰延税金資産	955	利益剰余金	29,729
その他	1,333	自己株式	△1,031
<b>資産合計</b>	<b>136,601</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>7,973</b>
		その他有価証券評価差額金	3,597
		為替換算調整勘定	4,867
		退職給付に係る調整累計額	△491
		<b>新株予約権</b>	<b>517</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>8,676</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>61,204</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>136,601</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	178,414
売上	161,629
販売費及び一般管理費	<b>16,784</b>
営業外収益	16,486
営業外収益	<b>298</b>
営業外収益	374
営業外収益	235
営業外収益	522
営業外収益	87
営業外収益	1,220
営業外費用	927
営業外費用	2,234
営業外費用	332
営業外費用	102
営業外費用	3,596
営業外費用	<b>△2,077</b>
特異利益	29
特異利益	10
特異利益	0
特異利益	39
特異損失	0
特異損失	47
特異損失	9,145
特異損失	112
特異損失	9,305
税金等調整前当期純損失	<b>△11,343</b>
法人税、住民税等調整	1,169
法人税	1,794
当期純損失	<b>△14,307</b>
支配株主に帰属する当期純損失	△858
親会社株主に帰属する当期純損失	<b>△13,448</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当連結会計年度期首残高	6,200	9,372	43,957	△1,136		58,394
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△778			△778
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△13,448			△13,448
自己株式の取得				△141		△141
自己株式の処分		△49		246		197
連結子会社株式の取得による持分の増減		△186				△186
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						－
連結会計年度中の変動額合計	－	△235	△14,227	105		△14,358
当連結会計年度末残高	6,200	9,136	29,729	△1,031		44,036

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額			
当連結会計年度期首残高	4,113	3,731	△169	7,676	599	8,822	75,493
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△778
親会社株主に帰属する当期純損失(△)							△13,448
自己株式の取得							△141
自己株式の処分							197
連結子会社株式の取得による持分の増減							△186
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△516	1,135	△322	296	△81	△145	69
連結会計年度中の変動額合計	△516	1,135	△322	296	△81	△145	△14,289
当連結会計年度末残高	3,597	4,867	△491	7,973	517	8,676	61,204

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金額	科 目 (負債の部)	金額
<b>流動資産</b>	<b>31,726</b>	<b>流動負債</b>	<b>36,010</b>
現金及び預金	5,872	電子記録債権	1,924
電 子 記 録 債 権	2,317	買掛金	11,284
有償支給未収入金	10,404	短期借入金	9,240
製 造 掛 金	5,277	一年以内返済予定の長期借入金	9,953
仕前掛金	603	未払金	2,093
前払費用	1,940	未払法人税等	46
短期貸付金	60	未払約束手当	361
未収入金	142	リース負債	397
その他の金	2,448	賞与引当金	226
倒引当金	3,445	役員賞与引当金	372
	143	その他の負債	82
	△929		28
<b>固定資産</b>	<b>63,237</b>	<b>固定負債</b>	<b>23,661</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>22,306</b>	長期借入金	16,600
建物	7,402	繰延税金負債	1,030
構築物	1,213	退職給付引当金	37
機械及び装置	7,916	関係会社事業損失引当金	1,445
車両運搬具	20	リース負債	3,756
工具、器具及び備品	360	長期未払金	655
土地	3,435	その他の負債	136
建設仮勘定	1,956		
<b>無形固定資産</b>	<b>88</b>	<b>負債合計</b>	<b>59,672</b>
ソフトウェア	88	(純資産の部)	
<b>投資その他の資産</b>	<b>40,843</b>	<b>株主資本</b>	<b>31,176</b>
投資有価証券	7,369	資本金	6,200
関係会社出資	31,405	資本剰余金	10,143
長期前払費用	1,382	その他の資本剰余金	6,888
その他の	251	利益剰余金	3,254
	433	利益準備金	15,862
		その他の利益剰余金	868
		固定資産圧縮積立金	14,994
		別途積立金	58
		繰越利益剰余金	23,000
			△8,063
		<b>自己株式</b>	<b>△1,031</b>
		評価・換算差額等	3,598
		その他有価証券評価差額金	3,598
		新株予約権	517
		<b>純資産合計</b>	<b>35,292</b>
<b>資産合計</b>	<b>94,964</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>94,964</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	60,905
売上原価	53,457
販売費及び一般管理費	7,447
営業利益	6,478
営業外収益	969
受取利息	235
受取配当金	1,012
受取バテイの計	121
受取評価益	100
受取その他	1,469
営業外費用	497
支払利息	159
支開為替差	1,165
支開倒引当金繰入	929
支開関係会社事業の損失引当金	1,445
支開その他	96
経常損失	4,294
特別利益	△1,855
特別投資有価証券売却益	10
特別投資有価証券の計	0
特別損失	10
特別関係会社株式評価損	9,203
特別関係会社出資金廃棄損	61
特別関係会社資産の計	24
特別関係会社資産の計	3
特別関係会社資産の計	9,292
税引前当期純損失	△11,137
法人税、住民税及び事業調整額	461
法人税、住民税及び事業調整額	75
当期純損失	△11,674

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資 本 剰 余 金 計
当事業年度期首残高	6,200	6,888	3,303	10,192
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純損失(△)				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△49	△49
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計			△49	△49
当事業年度末残高	6,200	6,888	3,254	10,143

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金(注)	利益剰余金合計		
当事業年度期首残高	868	27,447	28,316	△1,136	43,573
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△778	△778		△778
当期純損失(△)		△11,674	△11,674		△11,674
自己株式の取得				△141	△141
自己株式の処分				246	197
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計		△12,453	△12,453	105	△12,397
当事業年度末残高	868	14,994	15,862	△1,031	31,176

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当事業年度期首残高	4,114	4,114	599	48,287
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△778
当期純損失(△)				△11,674
自己株式の取得				△141
自己株式の処分				197
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△516	△516	△81	△597
事業年度中の変動額合計	△516	△516	△81	△12,994
当事業年度末残高	3,598	3,598	517	35,292

(注) その他利益剰余金の内訳

	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計
当事業年度期首残高	63	23,000	4,384	27,447
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△778	△778
固定資産圧縮積立金の取崩	△5		5	-
当期純損失(△)			△11,674	△11,674
事業年度中の変動額合計	△5		△12,447	△12,453
当事業年度末残高	58	23,000	△8,063	14,994

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社 ヨロズ  
取締役会 御 中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日 置 重 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	萩 原 靖 之

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヨロズの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨロズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社 ヨロズ  
取締役会 御 中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 日 置 重 樹  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 萩 原 靖 之  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨロズの2024年4月1日から2025年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社ヨロズ 監査等委員会

監査等委員	辻	千	晶	㊟		
常勤監査等委員	三	浦	聡	㊟		
監査等委員	小	川	千	恵	子	㊟

(注) 監査等委員辻千晶及び小川千恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

電子提供措置の開始日 2025年5月29日

株主の皆さまへ

第80回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

当社の新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

当社の体制及びその方針

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

株式会社の支配に関する基本方針

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

株式会社ヨロズ

## 当社の新株予約権等に関する事項

### 1. 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		株式会社ヨロズ2009年度 発行新株予約権		株式会社ヨロズ2010年度 発行新株予約権	
発行決議日		2009年11月16日		2010年11月18日	
新株予約権の発行価格		無償		無償	
新株予約権の払込金額		新株予約権 1個あたり91,190円 (1株あたり911円90銭) (注1)		新株予約権 1個あたり117,318円 (1株あたり1,173円18銭) (注1)	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価格		株式 1株あたり 1円		株式 1株あたり 1円	
新株予約権の行使期間		2009年12月3日から 2039年12月2日まで		2010年12月4日から 2040年12月3日まで	
新株予約権の行使の条件		(注2)		(注2)	
新株予約権の譲渡に関する事項		(注3)		(注3)	
新株予約権の取得事由		(注4)		(注4)	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数	111個	新株予約権の数	148個
		目的となる株式数	11,100株	目的となる株式数	14,800株
		保有者数	1名	保有者数	2名
	監査等委員である取 締役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数	11個	新株予約権の数	10個
		目的となる株式数	1,100株	目的となる株式数	1,000株
		保有者数	1名	保有者数	1名
		株式会社ヨロズ2011年度 発行新株予約権		株式会社ヨロズ2012年度 発行新株予約権	
発行決議日		2011年11月15日		2012年11月13日	
新株予約権の発行価格		無償		無償	
新株予約権の払込金額		新株予約権 1個あたり148,645円 (1株あたり1,486円45銭) (注1)		新株予約権 1個あたり94,247円 (1株あたり942円47銭) (注1)	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価格		株式 1株あたり 1円		株式 1株あたり 1円	
新株予約権の行使期間		2011年12月3日から 2041年12月2日まで		2012年12月4日から 2042年12月3日まで	
新株予約権の行使の条件		(注2)		(注2)	
新株予約権の譲渡に関する事項		(注3)		(注3)	
新株予約権の取得事由		(注4)		(注4)	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数	131個	新株予約権の数	256個
		目的となる株式数	13,100株	目的となる株式数	25,600株
		保有者数	2名	保有者数	3名
	監査等委員である取 締役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数	8個	新株予約権の数	17個
		目的となる株式数	800株	目的となる株式数	1,700株
		保有者数	1名	保有者数	1名

		株式会社ヨロズ2013年度 発行新株予約権		株式会社ヨロズ2014年度 発行新株予約権	
発行決議日		2013年11月12日		2014年11月15日	
新株予約権の発行価格		無償		無償	
新株予約権の払込金額		新株予約権 1個あたり161,203円 (1株あたり1,612円03銭)(注1)		新株予約権 1個あたり176,631円 (1株あたり1,766円31銭)(注1)	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価格		株式 1株あたり 1円		株式 1株あたり 1円	
新株予約権の行使期間		2013年12月3日から 2043年12月2日まで		2014年12月4日から 2044年12月3日まで	
新株予約権の行使の条件		(注2)		(注2)	
新株予約権の譲渡に関する事項		(注3)		(注3)	
新株予約権の取得事由		(注4)		(注4)	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	159個 15,900株 4名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	153個 15,300株 4名
	監査等委員である取 締役(社外取締役を 除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	15個 1,500株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	12個 1,200株 1名
		株式会社ヨロズ2015年度 発行新株予約権		株式会社ヨロズ2016年度 発行新株予約権	
発行決議日		2015年11月10日		2016年11月10日	
新株予約権の発行価格		無償		無償	
新株予約権の払込金額		新株予約権 1個あたり199,446円 (1株あたり1,994円46銭)(注1)		新株予約権 1個あたり99,504円 (1株あたり995円04銭)(注1)	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価格		株式 1株あたり 1円		株式 1株あたり 1円	
新株予約権の行使期間		2015年12月2日から 2045年12月1日まで		2016年12月2日から 2046年12月1日まで	
新株予約権の行使の条件		(注2)		(注2)	
新株予約権の譲渡に関する事項		(注3)		(注3)	
新株予約権の取得事由		(注4)		(注4)	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	152個 15,200株 4名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	481個 48,100株 4名
	監査等委員である取 締役(社外取締役を 除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	13個 1,300株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	30個 3,000株 1名

		株式会社ヨロズ2017年度 発行新株予約権		株式会社ヨロズ2018年度 発行新株予約権	
発行決議日		2017年11月13日		2018年11月13日	
新株予約権の発行価格		無償		無償	
新株予約権の払込金額		新株予約権 1個あたり173,801円 (1株あたり1,738円01銭)(注1)		新株予約権 1個あたり92,582円 (1株あたり925円82銭)(注1)	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価格		株式 1株あたり 1円		株式 1株あたり 1円	
新株予約権の行使期間		2017年12月2日から 2047年12月1日まで		2018年12月4日から 2048年12月3日まで	
新株予約権の行使の条件		(注2)		(注2)	
新株予約権の譲渡に関する事項		(注3)		(注3)	
新株予約権の取得事由		(注4)		(注4)	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数	236個	新株予約権の数	425個
		目的となる株式数	23,600株	目的となる株式数	42,500株
		保有者数	4名	保有者数	4名
役員 の 保有状況	監査等委員である取 締役(社外取締役を 除く)	新株予約権の数	23個	新株予約権の数	31個
		目的となる株式数	2,300株	目的となる株式数	3,100株
		保有者数	1名	保有者数	1名

		株式会社ヨロズ2019年度 発行新株予約権	
発行決議日		2019年11月6日	
新株予約権の発行価格		無償	
新株予約権の払込金額		新株予約権 1個あたり92,568円 (1株あたり925円68銭)(注1)	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価格		株式 1株あたり 1円	
新株予約権の行使期間		2019年12月3日から 2049年12月2日まで	
新株予約権の行使の条件		(注2)	
新株予約権の譲渡に関する事項		(注3)	
新株予約権の取得事由		(注4)	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数	371個
		目的となる株式数	37,100株
		保有者数	4名
役員 の 保有状況	監査等委員である取 締役(社外取締役を 除く)	新株予約権の数	40個
		目的となる株式数	4,000株
		保有者数	1名

- (注1) 新株予約権の払込金額  
募集新株予約権の対象者が当社に対して有する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込請求権とを割当日において合意相殺する。
- (注2) 新株予約権の行使条件  
上記の行使期間内において、当社の取締役・執行役員及び理事の地位を喪失した日または従業員の身分を喪失した日から10日を経過する日までの期間に限り新株予約権を行使することができる。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。
- (注3) 新株予約権の譲渡に関する事項  
本新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分ができないものとする。
- (注4) 新株予約権の取得事由  
新株予約権者が、法令または当社の内部規定に対して重大な違反をした場合において、当社は新株予約権者の新株予約権全部を無償で取得することができるものとする。その他の取得事由及び条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。
- (注5) 監査等委員である取締役に付与している新株予約権は全て監査等委員である取締役就任前に付与されたものであります。
- (注6) 2020年度より、新株予約権の付与に代えて、役員報酬として譲渡制限付株式を付与しております。

## 2. 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

## 3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

### 3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### (1) 報酬額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

88百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

88百万円

(注) 1. 当社とEY新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため、上記①の金額については、これらの合計額をそのまま記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

#### (2) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意をした理由

監査等委員会は、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し、必要に応じて報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠及び報酬の推移等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、適切な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 4. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### 5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨と解任の理由を、解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 当社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### 1. 1 内部統制基本方針

当社グループの経営姿勢は、「高い倫理観と遵法精神により、公正で透明な企業活動を推進すること」を基本としており、このため、関連法令の遵守はもちろんのこと、良き企業市民として社会的責任を果たし、全てのステークホルダーからの信頼を得て、企業価値を高めることが必要であると認識し、2005年12月に「ヨロズグループ行動憲章」を制定し、日々の業務運営の指針としております。

当社グループは、この指針に基づき、業務の適正を確保する体制を整備し社会的使命を果たしてまいります。

#### 1. 2 内部統制の体制整備に関する方針

当社取締役会において、内部統制の体制整備に関する方針については以下のとおりとすることが決議されております。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループの取締役及び使用人は、「ヨロズグループ行動憲章及び社員行動規範」に基づき、法令、定款及び業務分掌に則って職務の執行にあたる。

② 総務部は、

(ア) コンプライアンスに関する重要課題と対応について横断的に統括し、当社グループの取締役及び使用人に必要な教育を実施する。

(イ) 各部署のコンプライアンス状況をチェックし、必要に応じ改善を指示しそのフォローを行う。

(ウ) 社内通報制度（社内呼称「我慢しないで相談箱\*」）の運営を行い、法令遵守並びに企業倫理に関する情報の早期把握及び解決を図るとともに、定期的に経営会議に報告する。

\*外部通報窓口も含まれます。

③ 内部監査室は、

(ア) コンプライアンス状況の監査を実施し、取締役会に報告する。

(イ) 財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係わる情報については、法令及び情報セキュリティ管理規程等に基づき、適切に保存及び管理する。
  - ② 情報の保管の場所及び方法は、取締役又は監査等委員である取締役から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能な場所及び方法とし、その詳細を文書取扱規程に定める。
  - ③ 情報の管理の期間は、法令に別段の定めのない限り、文書取扱規程に定めるところによる。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 危機管理規程に基づき、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類し、対策を講じるべきリスクかどうか評価を行い、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
  - ② 不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に基づき代表取締役会長又は代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害及び被害の拡大を防止し、これを最小限に止めるとともに再発防止を図る。
  - ③ 総務部は、各部署の日常的なリスク管理状況をチェックし、必要に応じ改善を指示しそのフォローを行う。
  - ④ 内部監査室は、リスク管理状況の監査を実施し、取締役会に報告する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 中期経営計画及び年度業務計画を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。
  - ② 執行役員制度をとることにより、業務執行権限を執行役員に委譲し迅速な意思決定を図る。
  - ③ 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する。
  - ④ 執行役員等によって構成される経営会議を月1回以上開催し、業務執行に関する個別経営課題の迅速な解決を図る。
- (5) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社の子会社の取締役等は、当社の子会社の業務執行の状況について定期的に経営会議に報告する。
  - ② 当社の子会社を横断的に統括する機能軸責任者は、随時子会社から業務執行の状況について報告を求め、常に最新の状況を把握する。
- (6) その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・当社の子会社は、当社が制定している関係会社管理規程に基づき業務を遂行する。但し、一定の事項については、当社の経営会議等において承認を得なければならない。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務は、内部監査室の使用人がこれを補助する。
  - ② 補助業務を担当する内部監査室の使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するために、監査等委員会の同意を必要とする。
  - ③ 当該使用人は当該補助業務を、他の業務に優先して、監査等委員会のみからの指示に基づき行うものとし、これにより監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- (8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行う。
  - ② 総務部、内部監査室等は、本基本方針が有効に機能するように、本基本方針で定めた事項の整備・運用状況を、取締役会において定期的に報告する。
  - ③ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ確に対応する。
  - ④ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、不正の疑い、法令・定款違反の疑い、及び当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行う。
  - ⑤ 内部監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行う。
  - ⑥ 総務部は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部通報の状況の報告を行う。
- (9) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを社内規程等において禁止する。
- (10) 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要なでない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ② 当社は、監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員である取締役の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員である取締役の職務の執行に必要なでない場合を除き、その費用を負担する。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、経営会議等の主要な役員会議体には、監査等委員である取締役の出席を得るとともに、監査等委員である取締役による重要書類の閲覧、代表取締役及び会計監査人との定期的及び随時の意見交換の機会を確保する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・当社は、当社グループの取締役及び使用人が遵守すべき行動規範において、反社会的な活動や勢力に対しては毅然として対応し、いかなる不当要求や働きかけに対しても利益供与は一切行わないことを宣言し、この行動規範の遵守を徹底することにより反社会的勢力との関係を遮断している。また、対応統括部署を総務部とし、総務部において常に関係情報を入手して注意喚起を行い、反社会的勢力との接触を防止している。そして、万一、当社グループの取締役及び使用人が反社会的勢力から不当要求を受けるなど何らかの関係が生じた場合に備え、直ちに総務部に報告・相談できる体制及び総務部を中心に警察その他外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を整備している。

1. 3 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、以下のとおりです。

当社では、2015年5月に施行された改正会社法及び改正会社法施行規則に対応するため、2015年7月に内部統制システムの整備に関する基本方針を改定し運用しております。

また、当社が持続的に成長し中長期的に企業価値を向上させるために、コーポレートガバナンスの基本的な考え方及び運営方針を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定するとともに、2018年6月1日付及び2021年6月11日付のコーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえ、必要な改訂を行いました。

(1) コンプライアンスに関する取組みの状況

- ・企業理念、行動憲章、行動規範の浸透を図るため、これらを記載したリーフレット及び「従業員ハンドブック」を作成し、役員・従業員へ配布しております。また、近年の企業不祥事発生の状況を鑑み、コンプライアンスに関する調査を実施するとともに、法令等の遵守の徹底を図るための教育を実施しております。
- ・取締役、執行役員及び各子会社の取締役及び管理職を対象として不正防止のためのコンプライアンス研修を実施し、新入社員及び中途採用者には、コンプライアンス導入研修を実施しております。

- ・独占禁止法及び下請法の遵守に関する取組みとして、継続して全部署を対象に認識調査を行うとともに、教育啓蒙活動を実施しております。今後更に法令順守に対する意識の向上に取り組んでまいります。
  - ・当社グループは、社内通報制度（我慢しないで相談箱）を設け、外部通報窓口等を通じて、その内容が社内通報制度管理者及び監査等委員会に報告されております。通報に関しては、情報提供者の秘匿を行うとともに、情報提供者の不利益取り扱いを禁止し、早期把握及び解決を図るとともに、定期的に経営会議に報告し、監査等委員会はその報告に虚偽がないか確認しております。
- (2) 業務執行の効率性の向上に関する取組みの状況
- ・当社は、第70回定時株主総会において、取締役会の監督機能の実効性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。また、重要な業務の一部を、取締役会の決議により、取締役に委任し、効率的な意思決定を行っております。
  - ・定例取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会においては、経営上の重要事項に関する意思決定及び、取締役並びに執行役員業務執行の監督を行っております。
- (3) リスク管理体制に関する取組みの状況
- ・全拠点、全部門から対処すべき重要なリスクを抽出し、経営会議で重要度、緊急度を勘案し、ヨロズグループが取り組むべきリスクを検討いたしました。選定されたリスクに対して、各拠点、各部門にてリスクの対策を策定、実施し内部監査部門が実施状況について監査を実施、状況を取締役に報告いたしました。
- (4) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・各地域軸長は、日本、米州、アジアの地域ごとに月に1回開催する地域軸会議において、各子会社の業務執行に関するヒアリング及び課題の共有を行っております。また、月に1回の経営会議においては、地域軸長から各子会社の経営状況及び重要事項を適時報告しております。各子会社からは、経営会議において、毎年の事業計画の提案及び進捗等の報告を受けております。
- (5) 監査等委員会に関する運用状況
- ・監査等委員は、取締役会、経営会議、その他重要な会議への出席を通じ、取締役及び執行役員等から業務の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。
  - ・監査等委員会は、代表取締役、会計監査人、総務部及び内部監査部門等と適宜意見交換を行っております。

## 2. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針

当社は、当社の企業価値が、当社及びその子会社・関連会社が永年にわたり蓄積してきた営業・技術・生産のノウハウ及びブランドイメージ等を駆使した機動性のある企業活動に邁進し、国内外の社会の発展に貢献することにより、株主の皆さま共同の利益を向上させていくことにその淵源を有していると考えております。そのため、当社は、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆さま共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆さま共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針としております。

### (2) 基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値または株主の皆さま共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、下記の企業価値の向上に向けた取組み、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み、積極的な株主還元及び当社の考える企業の社会的責任に向けた取組みを、それぞれ実施しております。

#### ① 企業価値の向上に向けた取組み

当社は、2024年5月に新中期経営計画『Yorozu Sustainability Plan 2026（略称YSP2026）』（計画年度2024～2026年度）を策定いたしました。YSP2026では、経営方針として『社会の一員としての責務を果たし、成長に向けた攻めの施策で電動化時代を支える存在となり、全てのステークホルダーから「選ばれる会社」になる』と定めるとともに、基本方針及び主要方策を推進し、攻めとする諸施策を順次実施してまいります。

基本方針は、以下のとおりです。

- ・ ESG経営のE（環境）経営を武器とし、成長と収益力の取組みと融合することで事業基盤を強化し、経済的価値の向上を図ります。
- ・ ESG経営のS（社会・人）、G（ガバナンス）を柱に、財務戦略も加えた全体最適化により経営基盤を強化し、社会的価値の向上を図ります。
- ・ 2つの価値の向上と最大化により、企業価値の向上を目指します。

主要方策として、上記の「事業基盤の強化」と「経営基盤の強化」の2つの基盤を強化する取組みを進めてまいります。

当社は、上記の方針及び中長期的な観点に基づいた戦略により持続的な成長と更なる企業価値の向上を図るため、YSP2026を着実に実行してまいります。

#### ② コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、「高い倫理観と遵法精神により、公正で透明な企業活動を推進すること」を経営の

基本としております。取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要な決定を行うと共に、取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する機関として位置付けておりますが、株主の皆さまに対する経営陣の責任をより一層明確にするため、2001年6月27日開催の第56回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。

また、当社は、コーポレートガバナンスの一層の強化の観点から、2015年6月10日開催の第70回定時株主総会において、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」に移行し、監査・監督機能の強化を図りました。また、これに伴い、それまでに選任していた社外監査役2名に替え、新たに、東京証券取引所が定める独立社外取締役の要件を満たす法律・会計分野に造詣の深い女性2名を、監査等委員である取締役に選任いたしました。その後、2017年6月16日開催の第72回定時株主総会において選任された後任の監査等委員である取締役も、同様に独立社外取締役の要件を満たす法律・会計分野に造詣の深い女性2名であり、取締役会は多様性を考慮した構成となっております。

更に2018年6月18日開催の第73回定時株主総会において、社外取締役を1名、2020年6月26日開催の第75回定時株主総会で更に1名、合計2名増員いたしました。この結果、監査等委員である取締役を含め、当社の取締役9名の内4名が東京証券取引所の定める独立社外取締役となり、取締役会の3分の1以上が独立社外取締役で構成されております。加えて、2018年12月には、取締役等の選任や報酬の決定における意思決定に関わるプロセスの透明化及び客観性を高めるために過半数を独立社外取締役で構成される「指名委員会」及び「報酬委員会」を設置いたしました。

なお、当社は、当社が持続的に成長し中長期的に企業価値の向上を実現するため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び運営方針を明らかにしております。

当社は、このような取組みによりコーポレートガバナンスを強化し、企業としての持続的な成長を図り、全てのステークホルダーにとっての企業価値向上に引き続き努めてまいります。

### ③ 積極的な株主還元

当社は、前中期経営計画（YSP2023）においても、財務戦略の基本方針を、これまでの財務安全性重視に加え、株主還元の充実に注力することといたしました。これに伴い、配当方針についても、これまでの「安定配当」から「目標配当性向の設定」へと変更し、2015年度から連結配当性向35%を目標といたしました。

この基本方針及び配当方針に従い、当社は、2015年度から2023年度において、連結配当性向35%を実現するとともに、2016年9月には、発行済株式総数の4.0%の自己株式の取得を取締役に決議し、取得いたしました。

この基本方針は、新中期経営計画においても継続しており、配当性向については、新中期経営計画においても、連結配当性向35%以上を目標といたします。加えて、YSP2026では1株当たりの配当金の下限値を31円と定めるとともに、2025年2月には発行済株式総数の1.0%

の自己株式の取得を取締役会にて決議いたしました。今後も業績や配当の水準を考慮し、自己株式の取得を機動的に実施するなど、当社は、今後も持続的な株主還元の実施に努めてまいります。

④ 当社の考える企業の社会的責任に向けた取組み

当社は、創立以来、「高い倫理観と遵法精神により、公正で透明な企業活動を推進すること」を経営姿勢とし、関連法令の遵守はもちろんのこと、良き企業市民として社会的責任を果たすことが必要と認識し、事業活動を行ってまいりました。今後とも、お客さまの満足と技術革新、法令等の遵守、環境問題への取組み、グローバル企業としての発展、企業情報の開示、人権の尊重、公正な取引、経営幹部の責任の明確化を図ることによって、企業の社会的責任を遂行してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社が導入した買収への対応（以下、「本プラン」といいます。）は、当社が発行者である株券等について、特定の株主、その特別関係者及び実質的に支配する者もしくは共同ないし協調して行動する者の株券等保有割合が20%以上となる買付を行うこと等を希望する買付者が出現した場合に、当該買付者に対し、事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提出を求めます。その後、買付者等から提供された情報が、当社社外取締役を含む当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立諮問委員会に提供され、その検討・評価を経るものとします。独立諮問委員会は、当該買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、その他買付者の買付等の内容の検討の結果、当該買付者による買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合は、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。また、独立諮問委員会は、当社取締役会に対して大規模買付行為に対する対抗措置発動の要否や内容についての株主の皆さまの意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます）を開催し、大規模買付行為に対する対抗措置発動の要否や内容について賛否を求める形式により、株主の皆さまの意思を確認することを勧告できます。当社取締役会は、独立諮問委員会の上記勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動、不発動または中止の決議を行います。なお、当社は、対抗措置の発動要件をいわゆる高裁四類型及び強圧的二段階買付け（注1）のみに限定しております。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を定めることがあります。

本プランの有効期間は、2027年開催予定の第82回定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結の時までとします。

(4) 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の

利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」ならびに東京証券取引所が2015年6月1日に導入し、2018年6月1日および2021年6月11日にそれぞれ改訂した「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収への対応方針に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

① 企業価値または株主共同の利益の確保・向上

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆さまに対して提示すること、あるいは、株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆さま共同の利益の確保・向上を目的としております。

② 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆さま及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆さまに適正な選択の機会を確保するために、本プランをあらかじめ開示しております。また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

③ 株主意思の重視

当社は、2024年6月27日開催の第79回定時株主総会において本プランによる買収への対応方針の継続を承認いただいております。当社株主総会において当社提案に基づき本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆さまの意思に係らしめられています。

④ 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたり、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得たうえで検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

⑤ 独立諮問委員会への諮問

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、既に設置されている独立諮問委員会を活用するものとし、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立諮問委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。また、独立諮問委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立諮問委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を

得ること等ができるものとされています。これにより、独立諮問委員会の勧告に係る判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

⑥ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的且つ客観的な要件が充足されなければ、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による対抗措置の発動が恣意的に行われなことを担保するための仕組みが確保されています。

⑦ デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によってその有効期間内においても廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上から、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

(注1) 下記に掲げる行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれることが明らかである大規模買付行為である場合

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等を取得するまたは取得しようとする場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等の当社または当社グループの資産等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土経営を行う目的で、当社株券等を取得する場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループの資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株券等を取得する行為
- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で、当社株券等を取得する場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する買収の方法が、いわゆる強圧的二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆さまに対して買付けに応じることを事実上強要するもの）に代表される、構造上株主の皆さまの判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株券等の売却を強要するおそれがある場合
- ⑥ その他①から⑤までのいずれかに準ずる場合で、当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

① 連結子会社数 20社

#### ② 連結子会社の名称

(株)ヨロズ栃木、(株)ヨロズ大分、(株)ヨロズサステナブルマニュファクチャリングセンター、(株)庄内ヨロズ、(株)ヨロズエンジニアリング、(株)ヨロズサービス、ヨロズアメリカ社、ヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズオートモーティブアラバマ社、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社、ヨロズメヒカーナ社、ヨロズオートモーティブグアナファトデメヒコ社、ヨロズオートモーティブアドブラジル社、ヨロズタイランド社、ワイ・オグラオートモーティブタイランド社、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社、广州萬宝井汽車部件有限公司、武漢萬宝井汽車部件有限公司、ヨロズJBMオートモーティブタミルナドゥ社、ヨロズオートモーティブインドネシア社

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社の数及び主要な会社等の名称

該当する会社はありません。

#### (2) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当する会社はありません。

#### (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当する会社はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ヨロズアメリカ社、ヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズオートモーティブアラバマ社、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社、ヨロズメヒカーナ社、ヨロズオートモーティブグアナファトデメヒコ社、ヨロズタイランド社、ワイ・オグラオートモーティブタイランド社、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社、广州萬宝井汽車部件有限公司、武漢萬宝井汽車部件有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、評価方法は移動平均法によっております。）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

###### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び国内連結子会社

主として棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

a 製品・仕掛品（量産品）、部分品及び原材料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

b その他の製品・仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

c 貯蔵品

最終仕入原価法

在外連結子会社

主として、先入先出法による低価法によっております。

###### ③ デリバティブ取引

時価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

a 当社及び国内連結子会社

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロ（残存額保証のあるものについては、当該残価保証金額）とした定額法により算定する方法によっております。

b 在外連結子会社

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定額法

- (ロ) リース資産  
リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法によっております。
- ② 無形固定資産  
定額法  
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金  
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- (4) リース取引の処理方法  
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。  
なお、在外連結子会社の資産・負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- (6) ヘッジ会計の方法  
原則、繰延ヘッジ処理を採用しております。  
金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。  
通貨スワップについては、振当処理の要件を充たしている場合には、為替予約等の振当処理を採用しております。
- a ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針  
ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ  
ヘッジ対象…借入金、借入金利息  
当社においては、その目的、内容、取引相手、リスクについて、事前取締役会の承認を得て実施し、それに基づき、金利・為替変動リスクをヘッジしております。

b ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を充たしているものは、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

通貨スワップは振当処理の要件を充たしているものは、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、自動車メーカー等を主な得意先としており、自動車用の機構部品、車体部品及び機関部品並びに金型・設備の製造・販売を行っております。

当社及び連結子会社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としております。部品取引については、適用指針第98項の代替的な取扱いにより、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であることから、出荷をもって履行義務が充足されると判断しております。金型・設備取引については、当該製品の支配が実質的に顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価により算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件に応じて変動することなく受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、買戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先によって加工された製品の全量を買戻す義務を負っております。また、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

② 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。これによる前連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「契約負債」(前事業年度1,046百万円)及び「リース債務」(前事業年度35百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「リース債務」(前事業年度90百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を主要な財またはサービス別に分類した情報は以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	日本	米州	アジア	
部品	50,978	82,816	38,108	171,903
金型・設備	1,537	3,961	791	6,289
その他	92	—	—	92
顧客との契約から生じる収益	52,607	86,778	38,899	178,285
その他の収益	60	68	—	129
外部顧客への売上高合計	52,668	86,846	38,899	178,414

(注) 上記の財またはサービス別に収益を分解した情報は、セグメント間の内部売上高又は振替高を控除した後の外部顧客への売上高で表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「4. 会計方針に関する事項 (7) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	30,847
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	29,747
契約負債 (期首残高)	1,046
契約負債 (期末残高)	1,242

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 9,145百万円、固定資産 45,638百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

減損の兆候があると判定された資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。その際の回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により算定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、将来キャッシュ・フローは経営会議にて検討された5年間の事業計画を基礎とし、6年目以降は市場の成長率を考慮した上で不確実性を勘案した5年目の売上計画を上限として見積もっております。正味売却価額は、専門家の作成した鑑定評価書を基礎として見積もっております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、売上高を算定する上で基礎となる受注車種の生産台数であります。受注車種の生産台数は、客先からの内示や外部機関の自動車台数情報をベースとし、過去の実績と計画との乖離率を考慮して計算しております。また、正味売却価額の見積りにおける主要な仮定は、マーケットアプローチやコストアプローチなど、鑑定評価における資産評価手法の選択であります。選択に際しては、対象拠点のマーケットの状況により判断が伴うこととなります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である受注車種の生産台数は、見積りの不確実性が高く大幅に変動することが予測されます。また、鑑定評価における資産評価手法の選択は、対象拠点におけるマーケットの状況により変化することが予測されます。したがって、受注車種の生産台数及び資産評価手法の選択は、翌年度において変化する可能性はありますが、当年度以前において既に多額の減損損失を計上していることから、金額的影響は相当程度低いものと推計しております。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
(株)庄内ヨロズ(山形県)	自動車部品の製造設備等	建物及び構築物	43
(株)庄内ヨロズ(山形県)	自動車部品の製造設備等	機械装置及び運搬具	21
ヨロズオートモーティブテネシー社(米国)	自動車部品の製造設備等	機械装置及び運搬具	1,126
ヨロズオートモーティブテネシー社(米国)	自動車部品の製造設備等	工具、器具及び備品	225
ヨロズオートモーティブテネシー社(米国)	自動車部品の製造設備等	建設仮勘定	369
ヨロズオートモーティブテネシー社(米国)	自動車部品の製造設備等	ソフトウェア	1
ヨロズオートモーティブアラバマ社(米国)	自動車部品の製造設備等	建物及び構築物	1,941
ヨロズオートモーティブアラバマ社(米国)	自動車部品の製造設備等	機械装置及び運搬具	1,275
ヨロズオートモーティブアラバマ社(米国)	自動車部品の製造設備等	工具、器具及び備品	11
ヨロズオートモーティブアラバマ社(米国)	自動車部品の製造設備等	建設仮勘定	147
ヨロズタイランド社(泰国)	自動車部品の製造設備等	建物及び構築物	274
ヨロズタイランド社(泰国)	自動車部品の製造設備等	機械装置及び運搬具	322
ヨロズタイランド社(泰国)	自動車部品の製造設備等	工具、器具及び備品	153
ヨロズタイランド社(泰国)	自動車部品の製造設備等	建設仮勘定	1
ヨロズタイランド社(泰国)	自動車部品の製造設備等	ソフトウェア	8
ワイ・オグラオートモーティブタイランド社(泰国)	自動車部品の製造設備等	建物及び構築物	306
ワイ・オグラオートモーティブタイランド社(泰国)	自動車部品の製造設備等	機械装置及び運搬具	343
ワイ・オグラオートモーティブタイランド社(泰国)	自動車部品の製造設備等	工具、器具及び備品	54
ワイ・オグラオートモーティブタイランド社(泰国)	自動車部品の製造設備等	建設仮勘定	129
武漢萬宝井汽車部件有限公司(中国)	自動車部品の製造設備等	建物及び構築物	392
武漢萬宝井汽車部件有限公司(中国)	自動車部品の製造設備等	機械装置及び運搬具	1,242
武漢萬宝井汽車部件有限公司(中国)	自動車部品の製造設備等	工具、器具及び備品	82
武漢萬宝井汽車部件有限公司(中国)	自動車部品の製造設備等	建設仮勘定	109

場所	用途	種類	金額
武漢萬宝井汽車部件有限公司(中国)	自動車部品の製造設備等	ソフトウェア	11
武漢萬宝井汽車部件有限公司(中国)	自動車部品の製造設備等	長期前払費用	72
ヨロズJBMオートモーティブタミルナドゥ社(印度)	自動車部品の製造設備等	機械装置及び運搬具	3
ヨロズJBMオートモーティブタミルナドゥ社(印度)	自動車部品の製造設備等	工具、器具及び備品	7
ヨロズJBMオートモーティブタミルナドゥ社(印度)	自動車部品の製造設備等	建設仮勘定	118
ヨロズJBMオートモーティブタミルナドゥ社(印度)	自動車部品の製造設備等	ソフトウェア	16
ヨロズオートモーティブインドネシア社(尼国)	自動車部品の製造設備等	建物及び構築物	71
ヨロズオートモーティブインドネシア社(尼国)	自動車部品の製造設備等	機械装置及び運搬具	157
ヨロズオートモーティブインドネシア社(尼国)	自動車部品の製造設備等	工具、器具及び備品	58
ヨロズオートモーティブインドネシア社(尼国)	自動車部品の製造設備等	建設仮勘定	44
ヨロズオートモーティブインドネシア社(尼国)	自動車部品の製造設備等	ソフトウェア	1
合 計			9,145

当社グループは、事業用資産については、継続的に収支の把握を行っている管理会計上区分に基づき、原則として各社を基準としてグルーピングを行っており、将来の使用が見込まれていない遊休資産、処分が決定された資産等については個々の資産ごとに減損の要否を判定しております。

自動車部品の製造設備等については、予想しえない市況の変化に伴う得意先需要の大幅な変動のため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（9,145百万円）として特別損失に計上いたしました。

各社の回収可能価額を合理的に算定した正味売却価額により測定しており、鑑定評価額により評価しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産		(単位：百万円)
建物及び構築物	1,128	
機械装置及び運搬具	2,455	
工具、器具及び備品	15	
土地	403	
合 計	4,004	
担保に係る債務		
短期借入金	1,000	
一年内返済の長期借入金	1,350	
長期借入金	3,450	
合 計	5,800	
2. 有形固定資産の減価償却累計額……………	189,214百万円	

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 25,055,636株
2. 剰余金の配当に関する事項  
(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	412百万円	17.00円	2024年3月31日	2024年6月14日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	366百万円	15.00円	2024年9月30日	2024年12月10日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	388百万円	16.00円	2025年 3月31日	2025年 6月6日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
普通株式 429,500株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項  
(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にサスペンション等の輸送用機器部品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入等）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引に関しては、通常の外貨建取引に係る実績等を踏まえ、必要な範囲内で為替予約取引、金利スワップ及び通貨オプション、通貨スワップ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、

原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の銀行であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替相場の状況により、半年を限度として、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であります。定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。為替予約取引及び通貨オプション、通貨スワップ取引に関する社内管理規程に基づき、事前に取締役会の承認を得て実施し、取引の状況は取締役会へ報告しております。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち47.5%が大口顧客に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連 貸借対照表計上額	結 時 価	差 額
投資有価証券	7,229	7,229	－
資 産 計	7,229	7,229	－
長期借入金	26,895	26,317	△578
負 債 計	26,895	26,317	△578
デリバティブ取引(※3)	373	373	－

(※1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	142

市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。

(※3) 「デリバティブ取引」によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、( )で示しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- ①レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- ②レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- ③レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券 (注1)				
株式	7,229	—	—	7,229
資産計	7,229	—	—	7,229
デリバティブ取引 (注2)				
通貨関連	—	373	—	373
負債計	—	373	—	373

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (注3)	—	26,317	—	26,317
負債計	—	26,317	—	26,317

時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(注1) 投資有価証券は上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(注2) デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注3) 長期借入金の時価は、変動金利によるもの時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価格によっております。また、固定金利のものについては、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,140円41銭
- 1株当たり当期純損失金額  
(△) △551円45銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、評価方法は移動平均法によっております。）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

子会社株式及び関連会社株式並びに関係会社出資金

移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

##### a 製品・仕掛品（量産品）、部分品及び原材料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### b その他の製品・仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### c 貯蔵品

最終仕入原価法

#### ③ デリバティブ取引

時価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロ（残存額保証のあるものについては、当該残価保証金額）とした定額法により算定する方法によっております。

#### ② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

#### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

##### a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間（1年未満の端数を切り捨てた年数）に基づく定率法により、発生年度から償却しております。未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

#### ⑤ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財務状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

### (4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## (6) ヘッジ会計の方法

原則、繰延ヘッジ処理を採用しております。

金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

通貨スワップについては、振当処理の要件を充たしている場合には、為替予約等の振当処理を採用しております。

### a ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象…借入金、借入金金利

当社においては、その目的、内容、取引相手、リスクについて、事前に取り締役会の承認を得て実施し、それに基づき、金利・為替変動リスクをヘッジしております。

### b ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を充たしているものは、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

通貨スワップは振当処理の要件を充たしているものは、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

## (7) 収益及び費用の計上基準

当社は、自動車メーカー等を主な得意先としており、自動車用の機構部品、車体部品及び機関部品並びに金型・設備の製造・販売を行っております。

当社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としております。部品取引については、適用指針第98項の代替的な取扱いにより、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であることから、出荷をもって履行義務が充足されると判断しております。金型・設備取引については、当該製品の支配が実質的に顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価により算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件に応じて変動することなく受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

## (会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕の適用)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「リース債務」(前事業年度26百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

前事業年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「リース債務」(前事業年度76百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産		(単位：百万円)
建物	1,077	
構築物	51	
機械及び装置	2,455	
工具、器具及び備品	15	
土地	403	
合 計	4,004	
担保に係る債務		
短期借入金	1,000	
一年内返済予定の長期借入金	1,350	
長期借入金	3,450	
合 計	5,800	
2. 有形固定資産の減価償却累計額……………	56,753百万円	
3. 保証債務等		
① 下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。		(単位：百万円)
ヨロズオートモーティブテネシー社	4,311	
ヨロズオートモーティブアラバマ社	2,726	
ヨロズメヒカーナ社	593	
ヨロズオートモーティブグアナファト デ メヒコ社	248	
ヨロズオートモーティブバド ブラジル社	778	
合 計	8,658	
② 下記の会社への貸付金を金融機関に譲渡しており、買戻義務を負っております。		
ヨロズオートモーティブテネシー社	2,990百万円	
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		(単位：百万円)
(区分表示したものを除く)		
短期金銭債権	10,885	
短期金銭債務	17,157	

(損益計算書に関する注記) (単位：百万円)

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	9,059
仕入高等	46,689
営業取引以外の取引による取引高	1,365

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数	普通株式	756,859株
-------------------	------	----------

(税効果会計に関する注記) (単位：百万円)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳  
(繰延税金資産)

退職給付引当金	11
賞与引当金・役員賞与引当金	139
未払金・未払費用	48
長期未払金	19
投資有価証券及び ゴルフ会員権評価損	341
関係会社株式評価損	17,479
固定資産減損額	9
貸倒引当金・事業損失引当金	747
その他	969
繰延税金資産小計	<u>19,766</u>
評価性引当額	<u>△19,454</u>
繰延税金資産合計	312

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	26
その他有価証券評価差額金	1,282
未収還付事業税(付加価値割)	32
繰延税金負債合計	<u>1,342</u>
繰延税金負債の純額	<u>1,030</u>

(注) 繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定負債－繰延税金負債	1,030
-------------	-------

## (関連当事者との取引に関する注記)

## (1) 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)ヨロズ栃木	100.00%	当社の仕入先 役員の兼任	材料の有償支給 (注2)	7,041	有償支給 未収入金	1,525
				部品の仕入等 (注2)	8,464	買掛金	639
子会社	(株)ヨロズ大分	100.00%	当社の仕入先 役員の兼任	材料の有償支給 (注2)	18,722	有償支給 未収入金	1,831
				部品の仕入等 (注2)	24,669	買掛金	2,434
				資金の借入 (注4)	1,391	短期借入金	1,391
子会社	(株)ヨロズサステナブル マニュファクチャ リングセンター	100.00%	当社の仕入先 役員の兼任	部品の仕入等 (注2)	7,120	買掛金	650
				設備の賃借 (注8)	1,030	未収入金	1,133
子会社	(株)ヨロズエンジ ニアリング	100.00%	当社の仕入先 役員の兼任	部品の仕入等 (注2)	4,337	買掛金	1,574
				仕入債務の 立替支払 (注7)	2,880	未収入金	777
				資金の返済 (注4)	1,021	短期借入金	—
子会社	ヨロズアメリカ社	100.00%	当社の販売先 役員の兼任	増資の引受 (注9)	3,954	—	—
子会社	ヨロズオートモ ティブテネシー社	85.01% (85.01%) (注1)	当社の販売先 役員の兼任	債務保証 (注5)	7,301	—	—

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ヨロズオートモーティブアラバマ社	94.73% (94.73%) (注1)	当社の販売先 役員の兼任	資金の回収 (注4)	3,785	短期貸付金	—
				利息の受取 (注4)	175	未収収益	119
				債務保証 (注6)	2,726	保証料	2
子会社	ヨロズメヒカーナ社	92.35%	当社の販売先 役員の兼任	増資の引受 (注9)	2,188	—	—
子会社	ヨロズオートモーティブグアナファトデメヒコ社	97.62% (17.07%) (注1)	当社の販売先 役員の兼任	資金の貸付 (注4)	1,495	短期貸付金	1,495
				増資の引受 (注9)	2,370	—	—
子会社	ヨロズオートモーティブアドブラジル社	100.00%	当社の販売先 役員の兼任	増資の引受 (注9)	2,768	—	—
子会社	ヨロズタイランド社	90.00%	当社の販売先 役員の兼任	資金の借入 (注4)	952	短期借入金	3,500
						1年内返済予定の長期借入金	3,738
				利息の支払 (注4)	240	未払費用	43

#### 取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1 議決権の所有割合の( )は、間接所有割合で内数であります。  
2 営業取引については総原価を勘案して協議の上、決定しております。  
3 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。  
4 各社からの資金の借入及び、各社に対する資金の貸付については、市場金利を基に一定の上乗せ金利を加算して決定しております。なお、担保の差入、受入はありません。  
5 債務保証は金融機関からの借入に対する債務保証であります。なお、保証料は受け取っておりません。  
6 債務保証は金融機関からの借入に対する債務保証であります。なお、債務保証額等に基づいて算定した保証料を受け取っております。  
7 仕入債務の立替支払については子会社と子会社の債権者との免責的債務引受の覚書に基づき、定められた金額以上を立替支払いしております。  
8 生産活動で使用する固定資産を貸与しております。  
9 増資の引き受けは子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有（被 所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	志藤 健	(被所有) 直接0.5%	当社 取締役副会長 執行役員	金銭報酬債権の 現物出資 (注1)	16	—	—
役員	平中 勉	(被所有) 直接0.2%	当社 代表取締役 社長	金銭報酬債権の 現物出資 (注1)	14	—	—

(注) 1 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 1,431円12銭

1 株当たり当期純損失金額 △478円68銭

(△)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。